

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

昭和二十八年十月二十日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 鈴木 武

武

第二条を削る。

第十三条を第二条とし、以下第十五条まで順次繰り上げ

（事務の代決）

第十五条 所長に事故があるときは、課長はその所掌事務について代決し、課長に事故があるときは、あらかじめ課長が指定した吏員が、その所掌事務について、

課長の事務を代決することができる。

2 前項の規定により、代決した事務は、遅滞なく後開を受けなければならない。但し、定例又は軽易な事務については、この限りでない。

第二号様式中『土木出張所』を『土木出張所長』に

「施工」を「施工（輸入）」に改める。

この訓令は、公布の日から施行する。
土木出張所処務規程（昭和二十八年七月鳥取県訓令第十七号）の一部を次のように改正する。

訓 令

鳥取県訓令第二十七号

土木出張所

附 則

01063

3 昭和28年10月20日 火曜日 鳥取県公報 第2458号

鳥取県西伯郡逢坂村大字下市	タタタ	四、二〇五	二八七、六四
字千隱八四二ノ三			
" 八四二ノ七	" "	三、五〇六	一四〇、〇九
" 八四二ノ九	" "	一、〇〇〇	六八、二一
" 八四二ノ一〇	" "	一五、二一九	一、〇四一、〇八
" 字藤谷八四八ノ五	" "	六〇五	四二、〇八
小計	" "	二四、六〇五	一、六七九、一〇
鳥取県鳥取市上原字神下り坂	" "	一、六〇〇	一一二、三八
九一五ノ四二	" "	二五九、八九	
九一五ノ四	" "	三、七〇〇	
小計	" "	五、三〇〇	三七二、二七
鳥取県東伯郡由良町大字妻波	" "	四、一二	二三七、八七
字下中尾一五五七ノ二〇	" "	一	
小計	" "	二、〇〇〇	
" 一五五七ノ二四	" "	一、〇〇〇	五七、五〇
" 中峯一七七二	" "	四、八一九	二七九、四五
" 一七八一ノ二	" "	一、七〇〇	一一五、〇〇
小計	" "	九七、七五	
計	" "	七八七、五七	

和歌山市小松原通り
三丁目三番
武田加須恵
辻本芳雄和歌山市南片原町
一丁目三番
永井繁太郎鳥取県西伯郡逢坂
村大字下市鳥取県八頭郡若桜
町大字諸鹿

01062

昭和28年10月20日 火曜日 鳥取県公報 第2458号 2

鳥取県告示第四百五十七号

規定により公示する。
昭和二十八年十月二十日

鳥取県副知事 鈴木 武

一 土地等の所在及び対価格等の表示

所 在 地 名	面積		地 面 積 反 面 積 面 積	対 価 金	所有者 の住 所
	地 目 面 積	台帳 現況 面 積			
鳥取県八頭郡若桜町大字諸鹿 原原原	一、一〇〇	一、一〇〇	二三九、七六	円	氏
" 九六九	" "	三二一、九〇〇	七二〇、六四		名
" 九九一	" "	二一、〇〇〇	四三、二〇		
" 九六五	" "	二二、〇〇〇	二五九、二〇		
" 九六六	" "	二〇、〇〇〇	四三二、〇〇		
小計	" "	七八、〇〇〇	一、六八四、八〇		

鳥取県八頭郡若桜町大字諸鹿 森下五郎

鳥取県西伯郡逢坂村大字下市永井繁太郎

農村鴨籠池土地改良区	磯江一志
	野島利治
	一橋亮
	中村喜一
	永田市松
	吉村隆義
	河本貞勝
	竹歳専壽
西伯郡農村大字日下	大字國坂
大字石州府	大字東園
	大字西園
	由良町大字由良宿

雜 報

昭和二十八年十月二十日

鳥取食糧事務所長 布野長良

出張所々在地の変更について

当所根雨支所根雨出張所の所在地を昭和二十八年十月一日から下記の通り変更した。

大字日下

事務所の所在地

記

新鳥取県日野郡根雨町大字根雨四五六番地
四〇九番地

累計 一二一、六〇五 四、四七八、七四
 二 対価の支払方法 供託する
 三 買收の期日 昭和二十八年十一月一日

鳥取県告示第四百五十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十四条
 第一项の規定により、昭和二十八年十月十五日次のとおり漁業監督吏員を任命した。

昭和二十八年十月二十日

鳥取県知事職務代理者

氏名	職名	勤務所
鳥取県副知事 鈴木武	水產課長	農林部水產課
三宅睦夫		

鳥取県告示第四百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条
 第九項の規定により、次のように土地改良区から理事の氏名及び住所の届出があつた。

磯江一志	松岡武雄	中北条村大字国坂	東伯郡下北条村大字下神
浜本博昌	浜本登喜夫	生田涼三	大字田井
磯江宗義	富盛輝造	生田貢	大字弓原
米田薰	山本涼三	大字江北	大字北尾
鈴木登喜夫	鈴木仲雄	大字松神	大字下神
磯江豊	内田松治	大字福万	大字松神
	内田伸雄	大字江北	大字江北
	湯原平治郎		
	浅田勇		
	加藤久三郎		

昭和二十八年十月二十日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 鈴木武

北条砂丘土地改良区

中江 豊

大字田井

浜本博昌

大字弓原

磯江宗義

大字北尾

米田薰

大字下神

鈴木登喜夫

大字松神

山本涼三

大字江北

富盛輝造

大字江北

磯江一志

大字江北

昭和二十八年十月二十日

鳥取食糧事務所長 布野長良

町村合併に伴う管轄区域の変更について

当所根雨支所根雨出張所の管轄区域及び町村名を昭和

二十八年十月一日から次のとおり変更した。

記

一 管轄区域及び町村名

新根雨町、黒坂町

旧根雨町、日野村、黒坂町

正 誤

昭和二十八年十月六日敍任及び辞令中誤植があるので、
次のとおり訂正する。

貞段行

誤

正

浜部正規

浜邊正規

昭和23年10月十五日第三種郵便物認可

發行日火、金

行 島 取 県 島 取 市 東 町
島 取 者 島 取 市 東 町
所 島 取 市 東 町
印 县 不 印 刷 所